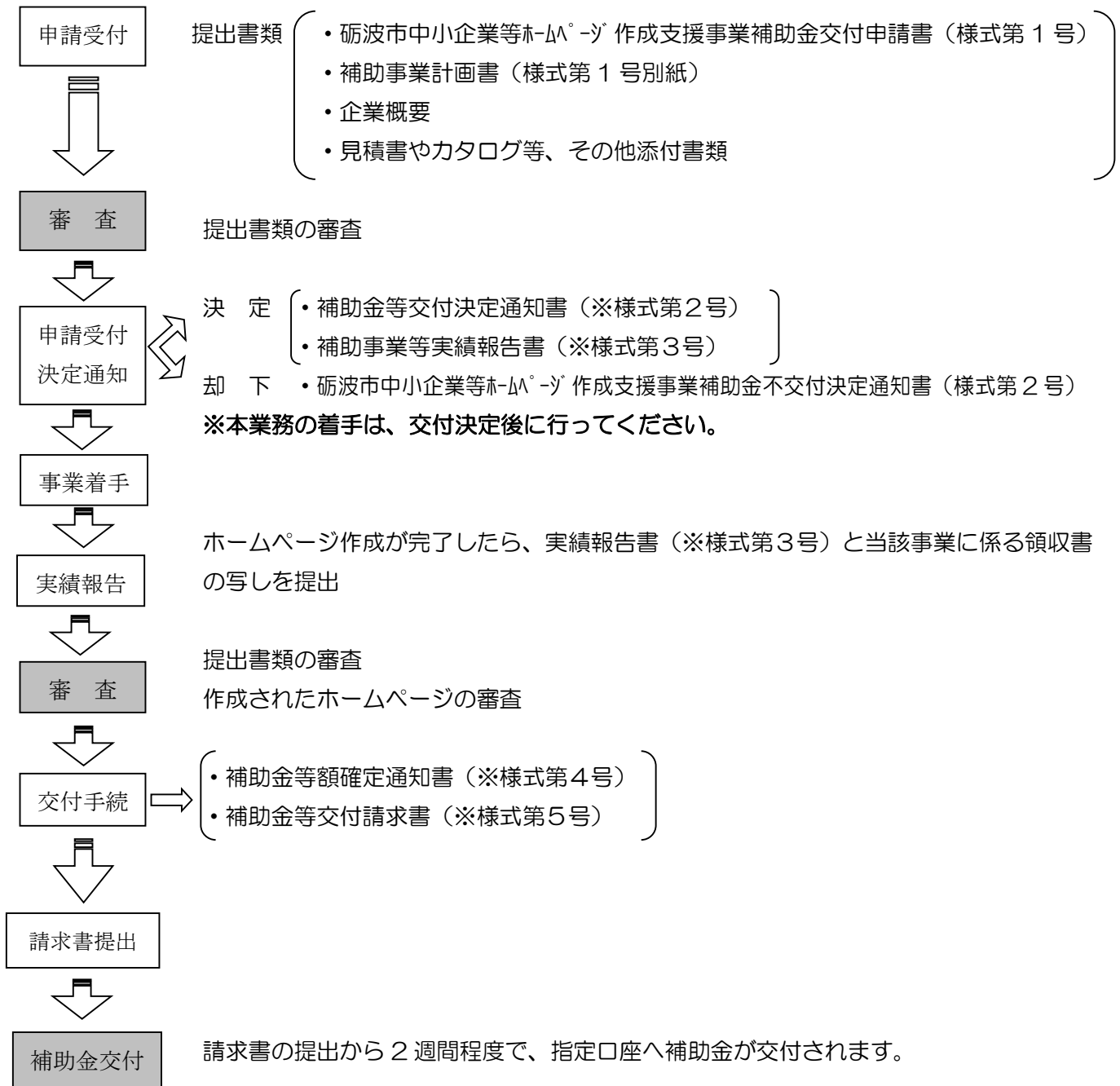


砺波市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金の手続き

《補助を受けられる要件》

- ・市内に本社または主たる事業所を有する中小企業及び個人事業者であること。
- ・申請時にホームページ作成（変更）前であること。
- ・変更の場合は目に見える変更であること。（内部構築のみは認めない。）



※印のある様式は砺波市補助金等交付規則のものであります。

問合せ：砺波市役所商工観光課 商工係
Tel：33-1111（内線 403） Mail：shoko@city.tonami.lg.jp